

第188回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成25年 3 月21日（木） 午後 1 時31分～午後 2 時12分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 貫洞哲夫、藤本昌也、松井元一、小林みつぐ、西山きよたか、
笠原こうぞう、宮原義彦、斉藤静夫、土屋ひとし、岩井立雄、
笠原けい子、長谷川泰彦、山本民子、内田修弘、渡邊雍重、
篠利雄、本橋正寿、竹内健、岩崎和夫、宮地均、練馬消防署長、
練馬警察署長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 1 人
- 6 議案 議案第359号（諮問第359号）
東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）
〔中村橋駅北口地区地区計画〕
- 7 報告事項 報告事項
練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について

第188回都市計画審議会（平成25年3月21日）

○会長 それでは、始めたいと思います。本日は皆様、ご多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第188回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況について報告を願います。

○都市計画課長 委員の出席状況をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は23名です。当審議会の定足数は13名ですので、本日の審議会は成立しております。

なお、2月28日付で練馬警察署長に人事異動がございました。中原隆署長を当審議会委員に委嘱いたします。山中環境まちづくり事業本部長から委嘱状をお渡しいたしますので、自席で委嘱状をお受け取りいただきますよう、お願い申し上げます。

（委嘱状交付）

○会長 それでは、案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

本日の案件は、議案が1件と報告事項が1件でございます。

幹事におかれましては、分かりやすい資料説明と簡潔なご答弁をお願い申し上げます。また、各委員におかれましても、議事進行にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

初めに、議案第359号、東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）〔中村橋駅北口地区地区計画〕について、東部地域まちづくり課長からご説明を願います。

○東部地域まちづくり課長 それでは、議案第359号、中村橋駅北口地区の地区計画の案につきまして、説明資料により説明いたします。

1番、地区の現状と課題、2番、地区計画の案の理由、3番、計画区域・面積につきましては、昨年12月26日の当審議会におきまして説明を既に行っておりますので、今回は省略させていただきます。

4番、これまでの経過でございます。こちらにつきましても、説明済みの箇所は省略さ

せていただき、平成24年12月26日の練馬区都市計画審議会への原案報告以降についてご説明いたします。

本年1月4日から1月25日まで、原案の公告・縦覧、意見書の受付を行いました。その際、意見書の提出が1件ございました。

内容といたしましては、データが不明瞭であり、精査を要望するというものでございます。意見書に対する区の見解といたしましては、地区計画は個別の建てかえ時にルールが適用されるため、事業効果等の具体的数値は示しておりませんということでお示したところでございます。この内容につきましても、意見書の提出者に対しましては、電話をおかけした上で郵送でお送りしたところでございます。

1月16日、19日に都市計画原案の説明会を行いました。

2月26日、東京都知事協議が終了いたしました。都知事からは意見なしということで通知をいただいております。

3月1日から15日までの間に都市計画案の公告・縦覧、意見書の受付を行いました。意見書の提出がございませんでした。原案の際、意見書を提出された方につきましても、内容等について一定のご理解をいただいたものと考えております。

2ページ目、5番、今後の予定でございます。本日ご決定いただきました後、平成25年3月末までに都市計画決定・告示を行う予定でございます。そして、平成25年第2回練馬区議会定例会に「練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正案を提出する予定でございます。

なお、3ページから11ページに、議案の資料を添付してございます。

また、13ページから15ページに、参考資料といたしまして、原案に対する意見書の要旨および区の見解を添付してございます。

私からは以上です。

○会長 説明は終わりました。本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

○委員 今日、来るときに中村橋を通ってきたんですけれども、これだけまとめられて、まちづくり協議会も何回も開催されていることなので、住民の方々もきっとこれに沿ってつくっていただける、協力していただけることかと思うんですけれども、前回の報告事項のときにもお話ししたんですけれども、道路側をぜひ、この案と合うように整備するということ、一緒に進めていっていただけるといいなというふうに思いました。現状はL型側溝の段差が非常にあるので、そのことで、段差を埋める鉄板とか、段差を解消するためのもの、構造物がたくさん並んでいる状況なので、それがなくなれば、大分変わるなという印象を受けました。

あと、電柱です。電柱もなくなると、さらにいいなというふうに思うんですけれど、その辺はどうでしょうか。

○東部地域まちづくり課長 まず、L型の側溝でございますが、こちらの中杉通りの整備につきましては、壁面後退をしまして、6 mの道路幅員の確保ができた後の整備となります。しかも、現在は東京都が管理する道路でございます。そちらが区に移管された後の整備ということになりますので、直ちにというわけにはいきません。したがって、かなりの期間が経過した後の整備ということになると思われまます。区への移管後は、段差の解消を視野に入れながら整備できたらと考えております。

また、電線の地中化でございますが、中杉通りの地下にはN T Tの幹線が埋設されておまして、いま現在、他のものを地下に埋設することにつきましては技術的にかなり困難であると聞いております。今後の技術の進展を待ちまして、進展に応じる中で対応できたらと考えています。

大変恐縮ですが、いま、ご意見がございました2点につきまして、直ちに整備するというのはなかなか難しい状況ではございますが、目標として対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員 すみません、勉強不足で恐縮です。そうすると、いま、4 mぐらいしかないところ

ろが6 mぐらいになるということではないでしょうか。

○東部地域まちづくり課長 中杉通りにつきましては、現況が5 m50cm程度ございます。

あと、片側で25cmずつ広がって、6 mに整備するというところでございます。

○委員 分かりました。整備されるまで、大分時間がかかるということはよく分かりました。

あと、バリアフリーのまちづくりということなんですけれども、美術館側も一方通行の道路がありますけれども、あそこの前の歩道もすごく、一時期、ずっと前に比べるととてもきれいになっていいなと思うんですけれども、ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、インターロッキングの仕様が、もう少しバリアフリーに即した仕様にした方がいいんじゃないかなと思うんです。いまの仕様は、昔の目地が10mmあったころよりは不陸が少なくて、ガタガタすることは大分減ったと思うんですけれども、バリアフリー化のインターロッキングって、もっと安定感があると思うんです。200角であると思うんですけれど。そういう、バリアフリーというふうに掲げるのであれば、もう少しその辺のところ、こだわってやっていくということも念頭に置くべきじゃないかなと思うんです。

いま現在、歩道のインターロッキングの様子を見ても、やはりちょっと不陸があって、段差ができてきているところもあつたりするので、バリアフリーをうたうのであれば、一般的な歩道の仕様ではなくて、例えば、そういう不陸が全くないように、インターロッキングの下にコンクリートの厚さをもっと厚くするとか、そういう、公共側でも、もう少しバリアフリーにこだわるならば、もっとこだわった仕様を追求するということも考えていただければというふうに思います。

○計画課長 美術館周辺の歩道に関しましては、基本的にはバリアフリーを念頭に整備をさせていただきます。日常の維持管理の中で、不都合があれば、もう一度点検をさせていただきますが、バリアフリー対応の仕様でつくっているというのが現況でございます。

○委員 もっとやり方はあると思うんです。我々は設計屋なので、ちょっと細かいところで恐縮なんですけれど、いま敷かれているインターロッキングの仕様は、バリアフリーと

してうたっているものではないんです。それは確実に言えることなので、バリアフリーとしてうたっているものを使った方がいいんじゃないですかということをお願いしているところです。

○計画課長 整備した当時と現在の基準が違っておりますが、当時のバリアフリーに対応した仕様で整備した経過がございます。今後の維持補修の中で、更なる整備につなげていきたいと考えております。

○委員 私はその過程も見ていますので、その過程、舗装をし直したときの時点で、もうバリアフリーという製品が出ていたということはよく知っていますので、研究をもう少ししていただきたいというのがお願いです。よろしくお願いいたします。

○会長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

ご発言がなければ、議案第359号につきましては、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ご異議ないものと認め、そのように決定いたしたいと存じます。

これで議案に関する審議は終わりました。

つぎに、報告事項、練馬区都市計画マスタープランの改定方針等について、都市計画課長からご説明をお願いいたします。

○都市計画課長 都市計画マスタープランの改定につきましては、昨年の12月26日の当審議会において実施状況報告書をご報告し、区民の意見をいただくということをご報告いたしました。このたび、そのいただいたご意見がとりまとまりましたので、ご報告するものでございます。

また、あわせて、いただいた意見を踏まえて、平成25年度の検討の進め方につきましても整理いたしましたので、ご報告いたします。

報告事項説明資料をご覧ください。

1 ページ、1 番、都市計画マスタープランの改定についてでございます。これまで述べ

たことですが、見直しが現行のマスタープランに位置づけられているということ、また、改定の手続についてはまちづくり条例に位置づけられているということがございます。

2番の実施状況報告書につきましては、これを公表し、ご意見をいただいたということをお述べております。

3番、都市計画マスタープランの改定方針についてでございます。今回の改定は、現行の計画期間、約20年ということになっておりますが、その中間の見直しとなるものでございます。そこで、現行マスタープランの「基本理念」、「目標とするまちの将来像」等は踏襲した上で、練馬区基本構想などの関連計画との整合を図り、時点修正を行うとともに、この10年間の状況変化に対応した修正を加えてまいります。さらに、現在取り組み中あるいは今後予想される、区における特徴的なまちづくりの課題について記述してまいります。

また、改定に当たりましては、広く区民参加を得て、意見反映をするとともに、区民が理解しやすく、分かりやすい表現と構成に努めてまいりたいと考えております。

2ページ目をご覧ください。

4番、これまでの経過でございます。この間、区議会環境まちづくり委員会、そして、当審議会でご報告を行ってまいりました。また、区民アンケートやワークショップでご意見をいただいていたところでございます。そして1月11日から実施状況報告書を公表いたしました。

3ページをご覧ください。

練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書に関する区民意見でございます。こちらでは、主な意見をテーマに沿って整理したものでございます。

全体としては、実施状況報告書で示した改定の視点などについては特段異論はなく、ご理解をいただいているものと考えております。また、練馬らしさということにつきまして、都市計画審議会部会や説明会でご意見をいただきました。そういった観点も織り込んで、今後検討してまいりたいと思っております。

概要をご覧ください。補足して説明いたします。

1番でございます。これまでのまちづくりの成果は、それ以前の段階からの種を育ててきたものであるため、今後のまちづくりの種は何か、そのあたりをよく考えて進めていくようにとのご意見でございます。

2番、めざすまちとまちづくりの方針についてでございます。(1)ともに住むまちでは、世代間の共生や高齢化、あるいは世帯構成の変化についてのご意見がございました。(2)安心・安全のまちでは、防災や水害への対策についてのご意見がございました。(3)活動的にぎわいのあるまちでは、産業、農業あるいは商店街の活性化、さらにアニメや漫画を活用した特色あるまちづくりをして欲しいというご意見がございました。また、道路整備、そして、自転車の走行レーン等についてのご意見をいただいております。

4ページをご覧ください。

(4)みどりとみずのまちでは、河川や農地の保全といったことについてのご意見をいただいております。(5)の環境と共生するまちでは、景観行政の強化についてのご意見をいただいたところでございます。

3番、地区別まちづくりにつきましては、練馬駅周辺、西武新宿線沿線、大泉学園駅周辺のまちづくりについて、具体的なお意見をいただいております。

4番、住民参加につきましては、「まちづくり条例」やまちづくりセンターを、現行のマスタープランに従ってつくってまいりました。そういったことについては評価をいただいておりますが、その活用について、複数のご意見をいただいたところでございます。

5番、進め方・その他についてでございます。関係機関との十分な調整を図るように、あるいは新たな人材の発掘の機会にして欲しい、また、まちづくりセンターとの連携を図るようにとご意見をいただいているところでございます。

こういったご意見を踏まえて、今後、都市計画マスタープランの改定作業を平成25年度進めてまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。

区民意見の中でも、こちらは文書によりいただいた意見でございます。5ページから10ページにかけて、まとめてございます。

11ページをご覧ください。

1月19日、21日、22日、24日の4日間、区内5カ所で実施状況報告書の説明会を実施いたしました。その際のご意見と区の見解を、11ページから16ページにかけて、まとめてございます。

17ページをご覧ください。

まちづくり関係団体ヒアリングでいただいた意見ということで、まちづくりセンターに登録されている約150のまちづくり関係団体へ照会いたしまして、ヒアリングでいただいた5団体のご意見と区の回答の要旨をまとめたものでございます。

19ページをご覧ください。

練馬区都市計画マスタープラン改定の基本的考え方でございます。

1番、基本的な内容を継承するというものでございます。先程申し上げたとおりです。

2番、社会経済情勢の変化等に対応するものでございます。

(1) 社会的課題への対応を検討いたします。アとして、防災、イとして、低炭素都市づくり、ウとして、交通、エとして、コミュニティ・協働といった内容でございます。こちらは実施状況報告書の改定の視点の中でも述べた内容でございます。こういった課題への対応を検討してまいります。

20ページをご覧ください。

(2) 区における特徴的な課題への対応を検討いたします。アとして、現在取り組み中の外かく環状道路や大江戸線延伸の取り組みについて、現状の課題を踏まえて記述してまいります。イとして、西武新宿線の立体化等に関わる駅周辺の整備について記述してまいります。ウとして、みどりの保全・創出の方向性を示してまいります。エとして、住環境の維持・向上についての方向性を示します。少子高齢化や世帯構成の変化、居住状況の変化に対応した新たな課題について検討してまいります。オとして、練馬らしさの検討を深

めてまいります。いまあるみどりや農地といった、これまである練馬らしさを維持していくと同時に、例えば、アニメへの取り組みなどによりまして、新しい練馬らしさの創造という観点から検討していきたいと考えております。カとして、地域コミュニティ活性化の取組との連携を図ってまいります。

(3) 関連計画等との整合を図り、時点的な修正を行ってまいります。こちらは都市計画法の改正、あるいは区における基本構想等との整合を図ってまいりたいと考えております。

21ページをご覧ください。

3番、構成を整理して、分かりやすくしたいと考えております。現行のマスタープランは、まず、おおむね6年をかけて全体構想を検討し、その後、地域別指針を検討した経過がございますので、内容や記述に重複する部分がございます。今回は同時に検討いたしますので、内容を精査し、全体のバランスを勘案しながら、構成を整理していきたいと考えております。

4番、多様な方法で区民意見を反映していきたいと考えております。現行マスタープランでは、区民懇談会を中心に区民意見の反映を図ってまいりました。今回の改定につきましては、それだけではなく、まちづくり条例に示されている検討も含めて、多様な区民意見の反映に努めてまいりたいと考えております。

(1) まちづくり条例の規定に基づき意見を反映してまいります。都市計画審議会まちづくり・提案担当部会が、その素案を検討する組織と位置づけられておりますので、そこでの検討が中心となります。

(2) 広範囲な区民参画によって意見反映を図ってまいります。区民意見交換会をワークショップ形式で合計9回予定しております。そのほかに、さまざまな区民ヒアリングを行ってまいりたいと考えております。まちづくり団体、あるいは関係業界の団体へのヒアリング等を行っていくとともに、若年層への意見聴取なども工夫していきたいと考えているところです。

(3) まちづくりセンターと連携し意見反映を図ってまいります。まちづくりセンターでは、マスタープラン改定と関連した取り組みを事業計画の中に位置づけておりまして、そちらの方との協力関係を持って検討をしていきたいと考えております。

つぎに、次ページ、A 3 の図をご覧ください。

こちらは考え方の内容を目次の形で整理した、マスタープラン改定構成案でございます。

左側が現行の都市計画マスタープランですが、全8章から構成される「全体構想」と、七つの地域に分かれた「地域別指針」の2分冊となっております。

右側の改定都市計画マスタープランでは、「全体構想」、「地域別指針」、「まちづくりカルテ」による構成とし、従来の重複部分は整理したいと考えているところでございます。

改定の視点として、資料19ページから21ページの内容をまとめたものを、図の中程に示しております。

2ページへお戻りください。

5番、今後の予定です。4月から区民意見交換会の参加者の公募をいたします。4月1日号の区報に掲載するとともに、ホームページ等へ掲載してまいります。また、そのほかにも、図書館や庁内、町会の掲示板でのお知らせ、まちづくりセンターを通じてのまちづくり団体へのお知らせ等々を行ってまいりたいと考えております。また、5月からは公募いたしました区民による意見交換会を実施してまいります。また、区民ヒアリング等、まちづくりセンターによる取り組みを実施してまいりまして、平成25年度末には改定素案を作成したいと考えております。

平成26年度は、改定原案の公告・縦覧、説明会、意見書提出といった、まちづくり条例に基づく手続を行ってまいりまして、平成26年度中に改定計画を策定したいと考えているところでございます。

ご説明は以上です。

○会長 説明は終わりました。本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、この都市計画のこういうプランに関する予算というのは、区の予算の、大体で結構なんですけれども、どれぐらいの割合を占めているのでしょうか。

○都市計画課長 区的一般会計予算が約2,300億円でございます。平成25年度のマスタープランにかかる予算は、1,000万円余りでございます。

○委員 ありがとうございます。多分、私たち世代は、個人的には駅が便利になったりとか、ビルができたりとか、道が整備されたりとか、とてもありがたいことなんですけれども、やはり練馬区という、さまざまな人がいる中で、こういう意見会とかではどういった感じの階層の方が出席されるのでしょうか。

○都市計画課長 区民意見交換会の参加者として想定しているのは、やはりまちづくりに関心の高い方になるかと思っております。広く呼びかけますので、様々な方にぜひ入っていただきたいとは考えておりますけれども、集まっていただくという形式の中では、これまでもさまざまなまちづくり活動をされてきた方など、まちづくりに関心の高い方が多いのかなということです。

そういったこともございますので、私どもとしては、そういう説明会あるいは懇談会だけではなくて、もう少し幅広い形での意見聴取をできないかなということで、今後、いろいろな形での工夫をして進めていきたいと考えております。とりわけ、いま考えておりますのは、これからのまちを支えていく若年層、どうしてもまちづくり活動というものは、どちらかというところが高齢の方が多いということもございますので、若い方の意見を何らかの形で集約していくような工夫をこれから考えていきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。私、仕事の関係で、いま、学童保育の子育て支援に携わっているもので、やはり子どもたちにとって住みよいまちづくりを希望しておりますので、その点、いろいろな方々の層の意見を聞いて、反映させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 ほかにございませんか。

○委員 二つほど、ちょっとお聞きしたいんですけれども、一つは、これは12年ぐらいたったの改正案です。そのときに、一般の区民に、マスタープランができた、12年たって変えたというときに、何が一番ポイントになって変わったのか、非常に端的に言うと、どういふことになるのかというのをお聞きしたいということなんです。

それから、私どもの専門というか、多少関係あるところの景観の問題ですけれども、多分、景観法はその後にできて、練馬区の方も行政団体になり、景観法のための景観基本計画というのですか、それも策定されたと思うんですけれども、この20ページには、その関連の中で、そういうものを踏まえて、今回のマスタープランも考えているということなんですけれども、目次立てで見ると、多分そういう意味では前と同じで、要は環境と共生するまちをめざしてというところで周辺と調和のとれたまちづくり、ここだけ新しい項目で景観まちづくりの方針というような目次の立て方をされていますけれども、この関連というのは、だから、景観法で、景観計画で練馬区の景観の特徴をどういふふうに誘導していくかということで、いろいろなことを議論したと思うんですけれども、それを受けて、このマスタープランが景観法を踏まえて、逆に変えなきゃならなくなったのは何なのかということと、逆に、都市マスタープランと景観計画の関係というのは、これは上位・下位という関係なのかどうかよく分からないんですけれども、景観法絡みの方の一種のマスタープランみたいなものも何か影響を受けるのかどうか。その辺の関連したもののお互いの相互関係というのは、都市マスタープランというのは、かなりそういう意味では全体をやっぱり横ぐしにする申込みな役割をしているのかどうかということも含めて、景観のところについてのご説明を少しお聞きしたいと思います。

以上です。

○都市計画課長 まず、改定のポイントということですが、これは改定の視点の中でも述べましたが、やはり社会経済情勢の中でより強く求められていることについてしっかりと検討していかなければならないと考えております。まずは災害に強い街、これはやはり東日本大震災をこの間に経験したということから、これまでも防災ということは非常

に重要な課題でございましたけれども、3.11を踏まえて、さらにそういった視点、3.11の教訓を踏まえた内容を盛り込んでいきたいと思っているところでございます。

また、そのほかにも、環境につきましても、10年前も当然大きな問題でしたが、例えば、エコまち計画でございませうとか、低炭素都市づくり法といったものもできていますので、そういったことも念頭に置いた環境施策との連携といったものも必要になってくるだろうということ。

そして、練馬区の場合、まだまだ都市基盤といったものが弱い部分もございませう。交通網の整備といったことについて、そして、今後、まちづくりだけではなくて、区政全体でもコミュニティということについては大きな課題となっていくということで、地域コミュニティと協働の推進、こういったことを盛り込むというのが改定の視点として述べてきたところですが、これについては、改めて、その視点というのが重要であると認識しているところだす。

そして、関連計画については、10年前にはなかったものを踏まえた改定を行うため、まず区の最も基本となる基本構想、そのもとにある長期計画との整合を図っていくということが重要と考えています。いまご指摘いただきました、景観法や景観計画、景観条例との整合も図っていくこととなります。マスタープランがまちづくりの最も基本となる上位計画であることから、景観計画というのはその各論という位置づけにはなりますが、既に景観計画は出来ておりますので、改定マスタープランについて、現行の景観計画と考え方の整合性を図っていくということになると考えております。

以上だす。

○会長 ほかにございませうか。

○委員 現状、マスタープランが定められたときと現況でどういふふうに変わったかという話があるかと思ふんですけれども、生産緑地がなくなってきた、少なくなってきたということが一つあるかと思ふんですけれど、この実施状況報告書の中で一番、2ページのところで、みどりの実態調査では調査方法を変えたということで数字が上がっている

んですけれども、実際どうなんですかというところをちょっと教えていただけると。これは喜んでいいのか。前の状況よりもみどりの実態調査率が5%ぐらいアップしているかと思うんですけれども、これは素直に喜んでいい数字なのか、それとも、この調査方法のせいでこの数字が上がっているということなのか、どっちなのでしょう。

○みどり推進課長 みどりの実態調査でございますけれども、緑被率が20.9%から25.4%に上がっております。これにつきましては調査方法が変更になっておりまして、前回平成13年度の調査につきましては、10㎡を一つの単位としまして計測した数値が20.9%でございます。平成23年度の調査につきましては、平成18年度も調査しておりますが、1㎡を単位として計測していることから数字が上がっているものでございます。

農地面積が減少しているのは、実態として、この数字になっているものでございます。

○都市計画課長 委員ご指摘のように、見た目では上がっているということですが、実質的にどうかということですが、恐らく、以前の調査方法で行うと、残念ながら、下がっているだろうということかなと思っております。

○委員 住民の方々の要望の中にも、たくさんみどりに対する要望があったかと思うんですけれども、それも何か対策を練っていただけるといいなというふうに思います。

あともう一つ、高齢化率がだんだん上がってきているということもあるかと思うんですけれども、空き家も結構ふえてきているんじゃないかなというのがちょっと、仕事をしていると思うんです。それは何か把握とかはされているのでしょうか。

○住宅課長 空き家につきましては、国が行う全国調査の中で数字を把握しているため、練馬区として独自に調査等は行っておりません。

そして、国の調査から、空き家は今のところ増えているというのが現在の状況となっております。

以上です。

○委員 じゃあ、練馬区としてどのくらいふえているかとかという実態は把握されていない状況なんですか。

○住宅課長 練馬区としては、独自には調査は行ってございません。練馬区独自の数字は持っていないということになります。

○委員 高齢化がどんどん上がってくるということで、空き家がふえてくるんじゃないかなと思うんですね。実際、私も仕事をしていて、隣の家がマンションに引っ越されたとかという方が何件もあるところもありますので、空き家がふえると、やっぱり荒れてきますので、街が。それを考えると、ちょっと対策とか、今後の検討の中に少し念頭に置いておいて欲しい事項かなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○会長 ほかにございませんか。

本件に関しましては、先程、課長からご説明がありましたとおり、練馬区まちづくり条例に基づきまして、当審議会に設置された「まちづくり・提案担当部会」が諮問を受け、検討した上で、部会から区長にその結果を答申する案件でございます。まちづくり・提案担当部会の委員の皆様には、ご検討よろしくお願い申し上げたいと存じます。

ほかに発言がなければ、報告事項を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、報告事項を終わりたいと思います。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

事務局から報告がございます。

○都市計画課長 次回の都市計画審議会でございます。日程につきまして、例年、5月に開催しているところですが、まだ具体的な日程等が定まっておられません。日程が決まりましたら、改めて、開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 これで本日の都市計画審議会を終わりたいと存じます。ありがとうございました。